

被災者支援に関する 各種制度の概要

（令和7年8月大雨関連）

※本内容は、令和7年11月21日時点のもので、今後も随時更新を予定しています。

※前回からの変更項目は、目次をご覧ください。

八代市

目次

被災者対応

災害総合相談窓口・申請窓口	1
災害ごみの受入れ.....	2
消毒液の配布	3
公衆浴場の無料入浴支援	4
災害ボランティアの派遣依頼	5
災害サポート・レンタカーの提供	6

公的書類の発行等

り災証明書の発行	7
マイナンバーカード等の再交付手数料の免除.....	8
住民票等の交付手数料の免除	9
税証明書の手数料の免除	10

経済・生活面の支援

災害見舞金の支給	11
児童手当の特例措置	12
児童扶養手当の特例措置	13
被災者生活再建支援制度	14
災害援護資金の貸付	16

税金・保険料等の減免措置等

個人住民税(市県民税)の減免	17
固定資産税の減免	19
国民健康保険税の減免	21
介護保険料の減免	23
介護サービス利用料の減免	25
後期高齢者医療保険料の減免	27
国民年金保険料の免除	28
自動車税種別割の減免	29
(軽)自動車税環境性能割の免除	30

公共料金の減免措置等

水道料金・簡易水道使用料の減免	31
下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免	32
下水道受益者負担金(分担金)の徴収猶予	33
ケーブルテレビ利用料の免除	34
NHK受信料の免除	35

住まいの確保

賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)	36
住宅の応急修理	37
令和7年8月大雨畳替助成事業	38

浸水住宅修理等に係る相談窓口【更新】.....	39
合併処理浄化槽の補助	40
八代市土砂災害危険住宅移転促進事業	41

事業経営・農林漁業への支援

八代市中小企業信用保証料補給事業(災害対応分)	42
日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」.....	43
中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」	44
緊急時短期資金保証制度	45
金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)	46
金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和7年8月大雨分))	47
八代市中小企業等利子補給補助金	48
農業用機械・施設等復旧支援事業(8月大雨)	49
い業機械復旧支援事業(8月大雨)	50
令和7年8月大雨被害対策資金	51
肥料・農薬災害廃棄物処分事業(8月大雨)【追加】	52

被災者対応

制度の名称	災害総合相談窓口・申請窓口
支援の種類	サービス等
制度の内容	被災に関する各種相談、問い合わせ等を受付し、各種被災者支援制度のご紹介や関係する窓口への案内、申請手続きなどをワンストップで行います。 ◆直接窓口に来られる場合◆ 開設場所・時間 八代市役所本庁舎2階 会議室F となり （～11 月末まで） // 市民相談室内（12月1日（月）～） 住所：八代市松江城町1－25 開設時間：平日（月～金） 9：00～17：00 ◆電話で相談される場合◆ 災害相談窓口（本庁舎2階市民相談室） TEL：33－4452
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	外国語（22言語）での相談も可能です。詳しくは国際課まで。
お問い合わせ先	災害相談窓口（本庁舎2階市民相談室） TEL：33－4452 外国語での相談（本庁舎3階国際課） TEL：33－6846

制度の名称	災害ごみの受入れ
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和7年8月大雨により家庭で出た災害ごみは、仮置場で受入れを行っていましたが、9月30日（火）をもって終了しました。 また、「エコエイトやつしろ」の災害ごみの受入れについても、搬入手数料の免除を9月30日（火）で終了しました。 ※り災証明書等をお持ちの方で、やむを得ない事情により9月までに仮置場及びエコエイトやつしろへの搬入ができなかった方は、当面の間、個別に対応しますので電話にてご相談ください。 ＜電話受付時間＞ 月曜日～金曜日（祝日除く） 8：30～17：00
活用できる方	令和7年8月大雨で被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	【エコエイトやつしろ】 循環社会推進課 TEL：34-1997（仮置場に関すること） 環境施設課 TEL：34-2001（搬入手数料の免除に関すること）

制度の名称	消毒液の配布
支援の種類	物資の配布
制度の内容	消毒薬が必要な方に無料で配布しています。 <配布方法> 以下の施設で、受付用紙に住所、氏名を記入し、お受け取りください。事前の予約は必要ありません。平日のみの配布となります。 ・環境課（エコエイトやつしろ管理棟 1 階：八代市港町 299 番地） ・各支所地域振興課 ・旧八代市内の各コミュニティセンター <配布時間> 午前 8 時 30 分～午後 5 時 <配布物> ・消毒液（500 ml×1 本／世帯） ・使用方法を記載したチラシ
活用できる方	令和 7 年 8 月大雨により床下・床上浸水した家屋の所有者または居住者
注意事項	・薬剤の散布等は各自で行ってください。 ・消毒液は、約 100 倍に薄めてお使いください。 ・薬剤が皮膚や目に入ったときは大量の水と石けんでよく洗い流してください。
お問い合わせ先	環境課（エコエイトやつしろ） TEL：33-4114

制度の名称	公衆浴場の無料入浴支援																																																																																																				
支援の種類	サービス等																																																																																																				
制度の内容	被災され入浴が困難な方は、公衆浴場を無料で利用できます。																																																																																																				
	＜対象者＞																																																																																																				
	・避難所で生活をされている方																																																																																																				
	・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方																																																																																																				
	＜内容＞																																																																																																				
	入浴料金が無料です。※石鹸やシャンプー等は自己負担になります。																																																																																																				
	＜実施期間＞																																																																																																				
	当分の間、実施します。終了時期は別途お知らせします。																																																																																																				
	＜実施施設（協力施設）＞																																																																																																				
	<table><tr><th colspan="5">無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧</th><th>令和7年8月25日現在</th></tr><tr><th>No.</th><th>施設名</th><th>住所</th><th>電話</th><th>利用時間 (受付は閉館時間の30分から1時間前 までとなりますのでご注意ください)</th><th>休館日</th></tr><tr><td>1</td><td>つる乃湯</td><td>八代市川田町西479</td><td>39-1000</td><td>6時30分～22時</td><td>なし</td></tr><tr><td>2</td><td>Tabistホテル潮青閣</td><td>八代市日奈久中西町485</td><td>38-3300</td><td>12時～22時</td><td>なし</td></tr><tr><td>3</td><td>金波楼</td><td>八代市日奈久上西町336-3</td><td>38-0611</td><td>平日15時30分～21時 土日祝12時～21時</td><td>なし</td></tr><tr><td>4</td><td>あたらし屋旅館</td><td>八代市日奈久中町283</td><td>38-0213</td><td>10時～15時</td><td>不定休 (事前問い合わせ)</td></tr><tr><td>5</td><td>不知火ホテル</td><td>八代市日奈久中西町新4</td><td>38-0414</td><td>平日16時～19時30分 土日祝10時～19時</td><td>不定休 (事前問い合わせ)</td></tr><tr><td>6</td><td>松の湯</td><td>八代市日奈久中西町380</td><td>38-0573</td><td>8時30分～20時30分</td><td>第1・2・4・5火曜日</td></tr><tr><td>7</td><td>旅館幸ヶ丘</td><td>八代市日奈久上西町394</td><td>38-3016</td><td>10時～19時</td><td>火曜日</td></tr><tr><td>8</td><td>武士屋旅館</td><td>八代市日奈久上西町360</td><td>38-0207</td><td>9時～20時</td><td>不定休 (事前問い合わせ)</td></tr><tr><td>9</td><td>日奈久温泉センター ばんべい湯</td><td>八代市日奈久中町316</td><td>38-0617</td><td>10時～22時</td><td>第3火曜日(祝日なら翌日)</td></tr><tr><td>10</td><td>東湯</td><td>八代市日奈久浜町232</td><td>38-0617</td><td>6時～22時</td><td>第2木曜日</td></tr><tr><td>11</td><td>八代市千丁 健康温泉センター</td><td>八代市千丁町新牟田1433</td><td>46-2611</td><td>10時～21時</td><td>月曜日(祝日なら翌日)</td></tr><tr><td>12</td><td>さかもと温泉センター クレオン</td><td>八代市坂本町川嶽1091</td><td>45-8814</td><td>10時～20時</td><td>木曜日(祝日は営業)</td></tr><tr><td>13</td><td>坂本憩いの家</td><td>八代市坂本町鶴喰893</td><td>45-8820</td><td>12時～20時</td><td>火曜日</td></tr><tr><td>14</td><td>東陽交流センター せせらぎ</td><td>八代市東陽町南1051-1</td><td>65-2112</td><td>10時～20時</td><td>水曜日(祝日なら翌日)</td></tr></table>						無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧					令和7年8月25日現在	No.	施設名	住所	電話	利用時間 (受付は閉館時間の30分から1時間前 までとなりますのでご注意ください)	休館日	1	つる乃湯	八代市川田町西479	39-1000	6時30分～22時	なし	2	Tabistホテル潮青閣	八代市日奈久中西町485	38-3300	12時～22時	なし	3	金波楼	八代市日奈久上西町336-3	38-0611	平日15時30分～21時 土日祝12時～21時	なし	4	あたらし屋旅館	八代市日奈久中町283	38-0213	10時～15時	不定休 (事前問い合わせ)	5	不知火ホテル	八代市日奈久中西町新4	38-0414	平日16時～19時30分 土日祝10時～19時	不定休 (事前問い合わせ)	6	松の湯	八代市日奈久中西町380	38-0573	8時30分～20時30分	第1・2・4・5火曜日	7	旅館幸ヶ丘	八代市日奈久上西町394	38-3016	10時～19時	火曜日	8	武士屋旅館	八代市日奈久上西町360	38-0207	9時～20時	不定休 (事前問い合わせ)	9	日奈久温泉センター ばんべい湯	八代市日奈久中町316	38-0617	10時～22時	第3火曜日(祝日なら翌日)	10	東湯	八代市日奈久浜町232	38-0617	6時～22時	第2木曜日	11	八代市千丁 健康温泉センター	八代市千丁町新牟田1433	46-2611	10時～21時	月曜日(祝日なら翌日)	12	さかもと温泉センター クレオン	八代市坂本町川嶽1091	45-8814	10時～20時	木曜日(祝日は営業)	13	坂本憩いの家	八代市坂本町鶴喰893	45-8820	12時～20時	火曜日	14	東陽交流センター せせらぎ	八代市東陽町南1051-1	65-2112	10時～20時
無料入浴サービス提供協力公衆浴場一覧					令和7年8月25日現在																																																																																																
No.	施設名	住所	電話	利用時間 (受付は閉館時間の30分から1時間前 までとなりますのでご注意ください)	休館日																																																																																																
1	つる乃湯	八代市川田町西479	39-1000	6時30分～22時	なし																																																																																																
2	Tabistホテル潮青閣	八代市日奈久中西町485	38-3300	12時～22時	なし																																																																																																
3	金波楼	八代市日奈久上西町336-3	38-0611	平日15時30分～21時 土日祝12時～21時	なし																																																																																																
4	あたらし屋旅館	八代市日奈久中町283	38-0213	10時～15時	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																																
5	不知火ホテル	八代市日奈久中西町新4	38-0414	平日16時～19時30分 土日祝10時～19時	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																																
6	松の湯	八代市日奈久中西町380	38-0573	8時30分～20時30分	第1・2・4・5火曜日																																																																																																
7	旅館幸ヶ丘	八代市日奈久上西町394	38-3016	10時～19時	火曜日																																																																																																
8	武士屋旅館	八代市日奈久上西町360	38-0207	9時～20時	不定休 (事前問い合わせ)																																																																																																
9	日奈久温泉センター ばんべい湯	八代市日奈久中町316	38-0617	10時～22時	第3火曜日(祝日なら翌日)																																																																																																
10	東湯	八代市日奈久浜町232	38-0617	6時～22時	第2木曜日																																																																																																
11	八代市千丁 健康温泉センター	八代市千丁町新牟田1433	46-2611	10時～21時	月曜日(祝日なら翌日)																																																																																																
12	さかもと温泉センター クレオン	八代市坂本町川嶽1091	45-8814	10時～20時	木曜日(祝日は営業)																																																																																																
13	坂本憩いの家	八代市坂本町鶴喰893	45-8820	12時～20時	火曜日																																																																																																
14	東陽交流センター せせらぎ	八代市東陽町南1051-1	65-2112	10時～20時	水曜日(祝日なら翌日)																																																																																																
活用できる方	＜利用方法＞																																																																																																				
	利用施設の受付にて、お申込みください。無料入浴証明書を発行します。																																																																																																				
活用できる方	・避難所で生活をされている方																																																																																																				
	・自宅の入浴施設が被災するなどして入浴ができない方																																																																																																				
注意事項	—																																																																																																				
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003 営業時間など利用については、各施設へお問合せください																																																																																																				

制度の名称	災害ボランティアの派遣依頼
支援の種類	災害ボランティア（八代市社会福祉協議会）
制度の内容	被災された方々の支援のため、ボランティアのご協力により、順次、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っていきます。 災害ボランティアセンターホームページ →  ＜災害ボランティア派遣を希望される方＞ ○支援内容：家屋内外の片づけ、清掃、家具等の運搬補助等 ※専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があることをご了承ください。 ※派遣のご依頼は、下記のお問合わせ先にてお申込みください。 八代市災害ボランティアセンター ※11月まで 鏡支所・東側駐車場（八代市鏡町内田 453-1） ※12月以降は、 八代市社会福祉協議会ボランティアセンターにて対応します。 社協本所（八代市本町1丁目 9-14）
活用できる方	被災されボランティアによる住居のあと片付けや汚泥の除去などを希望される方
注意事項	11月のボランティアの活動は、土曜日のみです。 12月以降は、随時対応します。
お問合わせ先	ボランティア派遣を希望される方 【11月25日（火）まで】 八代市災害ボランティアセンター TEL：080-5706-3112 または 090-9648-7651 受付時間：月～土（祝日除く） 9：00～16：00 【11月26日（水）以降】 八代市社会福祉協議会ボランティアセンター TEL：62-8228 受付時間：月～金（祝日除く） 8：30～17：15

制度の名称	災害サポート・レンタカーの提供
支援の種類	サービス等
制度の内容	「災害サポート・レンタカー」とは、令和 7 年 8 月大雨により被災された方や支援活動を行う団体を対象に、（一社）日本カーシェアリング協会が実施する、車の無償貸出支援です。 9 月 4 日から、本市にもサテライト拠点を設置し、短期貸出に限定した支援を実施しています。 【実施期間】 令和 7 年 9 月 4 日から令和 7 年 12 月 25 日まで（無料貸出し） 【貸出車両】 軽トラック（2 台）、普通トラック（1 台）、軽乗用車（2 台）、普通乗用車（2 台） ※計 7 台 【貸出期間】 最長 3 日間（実施期間中であれば何度でも利用可） 【貸出条件】 （1）運転免許証の提示（運転者全員分。申込者以外はコピー・写真可） （2）携帯電話の所有（お持ちでない場合は要相談） （3）被災の証明（被災・罹災証明（申請）書控、被災状況の分かる写真等） 【貸出・鍵受渡窓口】 八代市役所本庁舎 3 階 危機管理課 （受付時間）9：00～16：00 ※平日のみ 【お申込み先】 （一社）日本カーシェアリング協会 Tel：050-5799-4740（9:30 ～ 16:00）※水曜休み 予約申込フォーム：https://www.japan-csa.org/blog/202508disaster2 ※<u>危機管理課ではお申込みできませんのでご注意ください。</u> ※その他、制度の詳細については、こちらからご確認ください。 https://www.japan-csa.org/blog/archives/10220
活用できる方	令和 7 年 8 月大雨で被災された方、支援活動を行う団体
注意事項	<u>長期貸出（1 か月）は熊本市内の拠点のみで実施されています。</u> 希望される場合は別途お申し込みください。
お問い合わせ先	日本カーシェアリング協会 Tel：050-5799-4740（9：30～16：00） ※水曜・日曜休み



申込先 QR コード

公的書類の発行等

制度の名称	り災証明書の発行
支援の種類	証明書
制度の内容	令和7年8月大雨により住家に被害を受けた場合、各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき家屋の被害程度を記載した「り災証明書」を発行しています。なお、八代市では、住家以外の家屋や家財などで「被害の程度」が必要でないものについては「被災証明書」として発行しています。 <申請場所> 市民税課（本庁舎2階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※オンライン申請もできます。 オンライン申請はこちらのQRコードから →  <申請時間> 8時30分～17時15分 <申請期限> （新規）窓口申請・オンライン申請とも り災証明：令和8年1月30日（金） 被災証明：令和8年3月31日（火） （再発行）り災証明・被災証明とも継続します。 <申請に必要なもの> ・り災証明願 ※市ホームページから取得できます。 ・り災証明申請書 ・被害状況が確認できる写真 ※住家で床上浸水の場合と、住家の床下浸水で自己判定方式を希望されない場合は不要です。 ※被災証明(車・動産等の被災分)・り災証明(住家の床下浸水等)は必須です。 ※現像は必須ではありません。スマートフォン等の画像データのままと持参ください。
活用できる方	令和7年8月大雨により住家に被害を受けた方
注意事項	窓口申請は代理人でもできますが、免許証などで窓口に来られた方の本人確認をします。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

制度の名称	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。 【申請場所】 市民課（本庁舎１階）、各支所地域振興課、日奈久出張所 【対象のお手続き】 マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き
活用できる方	令和７年８月１０日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書又は被災証明書の交付を受けられた方
注意事項	—
お問い合わせ先	市民課（本庁舎１階） TEL：33-4110

制度の名称	住民票等の交付手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	令和7年8月大雨災害により被害を受けられた方を対象に、次のとおり証明書等の交付手数料を免除します。 【対象となるお手続き】 (1)印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付 (2)印鑑登録証明書の交付 (3)住民票の写しの交付 【申請場所】 市民課（本庁舎 1 階）、各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ※龍峯出張所では、印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付手続きは行っておりません。 【手続き方法】 窓口で請求される際、以下の書類を提示してください。 (1)り災証明書又は被災証明書 (2)本人確認ができるもの (3)大雨災害に関連する手続きとして、公的機関等に提出することが確認できる書類
活用できる方	(1) 令和7年8月10日以前に印鑑登録証（証明書交付カードを含む。）の交付を受けられた方で、大雨災害により紛失等をされた方 (2) 大雨災害に関連し、公的機関（国又は地方公共団体）への手続き、損害保険の請求等に証明書を使用される方
注意事項	・ 印鑑登録証（証明書交付カード）の再交付では、登録する印鑑をお持ちください。また、再交付には数日要する場合があります。 ・ 代理人が来られる場合は、委任状が必要となります。 ・ コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民課（本庁舎 1 階） TEL：33-4110

制度の名称	税証明書の手数料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関連し、公的機関（国または地方公共団体）の手続きに使用される場合には、以下の証明書の交付手数料を免除します。 【対象となる税証明書】 ・所得課税証明書 ・資産証明書 ・納税証明書 【証明書の交付窓口】 ・証明書発行窓口（本庁舎 1 階） ・市民税課（本庁舎 2 階） ・各支所地域振興課 ・日奈久出張所
用できる方	り災証明書の交付を受けられた方
注意事項	・手数料の免除申請には、り災証明書と公的機関に提出することがわかる書類の提示が必要です。 ・資産証明書については本人以外の方、所得課税証明書・納税証明書については、同一世帯以外の方が来所される場合は、委任状が必要になります。 ・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎 2 階） TEL：33-4107

経済・生活面の支援

制度の名称	災害見舞金の支給
支援の種類	給付
制度の内容	住家が床上浸水などの準半壊以上の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を支給します。 ＜対象者＞ ①住家の被害を受け、床上浸水など準半壊以上の「り災証明」を受けた世帯主 ②住家の被害を受け、全壊の「り災証明」を受けた世帯主 ＜支給＞ ①住家の床上浸水など準半壊以上 3万円 ②住家の全壊 10万円 ＜対象の方へのご案内＞ 申請については、り災証明書発送時に該当される世帯にご案内します。
活用できる方	住家に被害を受けた世帯で、上記の対象に該当される方
注意事項	—
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003

制度の名称	児童手当の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	○被災により、認定請求等の届出が遅れた場合 児童手当の認定請求等については、事実の発生した日(例えば出生の場合は出生日)の翌日より15日以内に手続きすることで、事実の発生した日の翌月分から支給されます。 被災された場合などやむを得ない理由により、届出が遅れた場合は、遡って認定することが可能です。 また、請求書等に添えなければならない書類を省略、またはこれに代わる他の書類を添えて提出することができます。 ・必要書類については、災害の程度によって個別に対応します。 ・り災証明書の提出が必要な場合があります。
活用できる方	出生や転入など児童手当の認定請求の届出をされる上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	こども家庭支援課（本庁舎2階） TEL：37-6800

制度の名称	児童扶養手当の特例措置
支援の種類	給付
制度の内容	○被災により、認定請求等が遅れた場合 児童扶養手当は、原則として請求の翌月分からの支給開始になります。 自然災害（風水害等）などやむを得ない事情により届出が遅れた場合、当該事由が生じた日から14日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することで、被害が発生した翌月から手当を支給します。 ○住宅・家財等が2分の1以上被災された場合 所得制限を一時的に解除し、全額支給になる特例措置が受けられる場合があります。 ＜対象者＞ 児童扶養手当が一部支給停止または、全部支給停止の方や、これから認定請求する方で、災害により住宅等の2分の1以上被災された方 該当される場合は、こども家庭支援課までお申出ください。
活用できる方	児童扶養手当受給者又はこれから認定請求される上記に該当する方
注意事項	—
お問い合わせ先	こども家庭支援課（本庁舎2階） TEL：37-6800

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																									
支援の種類	給付																																									
制度の内容	令和7年8月大雨により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 <支援金の支給額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 解体 長期避難</td><td rowspan="3">100万円 (75万円)</td><td>建設・購入</td><td>200万円 (150万円)</td><td>300万円 (225万円)</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100万円 (75万円)</td><td>200万円 (150万円)</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>150万円 (112.5万円)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊</td><td rowspan="3">50万円 (37.5万円)</td><td>建設・購入</td><td>200万円 (150万円)</td><td>250万円 (187.5万円)</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100万円 (75万円)</td><td>150万円 (112.5万円)</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>100万円 (75万円)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊</td><td rowspan="3">—</td><td>建設・購入</td><td>100万円 (75万円)</td><td>100万円 (75万円)</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>50万円 (37.5万円)</td><td>50万円 (37.5万円)</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>25万円 (18.75万円)</td><td>25万円 (18.75万円)</td></tr> </tbody> </table> ※（ ）は単身世帯の金額になります。 <申請書類> 基礎支援金：り災証明書、住民票（世帯全員・続柄記載）など 加算支援金：契約書（建設・購入、補修、賃借の契約書）など ※いずれも通帳の写し（口座がわかるもの）が必要になります。 ※その他、申請書等の必要書類は個別にご案内します。 <申請期間> 基礎支援金：災害発生日から13ヵ月以内 加算支援金：災害発生日から37ヵ月以内 （次ページへ続く）				区分	基礎支援金	加算支援金		合計	全壊 解体 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)	補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)	賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)	大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)	補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)	賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)	中規模半壊	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)	補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)	賃借	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)
区分	基礎支援金	加算支援金		合計																																						
全壊 解体 長期避難	100万円 (75万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)																																						
		補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)																																						
		賃借	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)																																						
大規模半壊	50万円 (37.5万円)	建設・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)																																						
		補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)																																						
		賃借	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)																																						
中規模半壊	—	建設・購入	100万円 (75万円)	100万円 (75万円)																																						
		補修	50万円 (37.5万円)	50万円 (37.5万円)																																						
		賃借	25万円 (18.75万円)	25万円 (18.75万円)																																						

活用できる方	①居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯） ②居住する住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること。住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること。その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯） ③土石流等による被害が発生する危険な状況が継続すること。その他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯） ④居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯） ⑤居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）
注意事項	・被災時に現に居住していた世帯が対象となります。 ・空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ・この支援金は、被災時の世帯に対して支給されるものです。
お問い合わせ先	生活援護課（本庁舎2階） TEL：33-8722

制度の名称	災害援護資金の貸付																									
支援の種類	貸付（融資）																									
制度の内容	災害により、世帯主が負傷または住居や家財に大きな損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。 ＜1世帯あたりの貸付限度額＞ <table><tr><th>区 分</th><th>世帯主に負傷がない場合</th><th>世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合</th></tr><tr><td>家財や住居に損害がない</td><td>—</td><td>150万円</td></tr><tr><td>家財の1/3以上の損害</td><td>150万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊</td><td>170万円 （250万円）※1</td><td>270万円 （350万円）※1</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>250万円 （350万円）※1</td><td>350万円</td></tr></table> ※1 被災した住居を立て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別の事情がある場合の限度額 ＜貸付条件＞ <table><tr><th>条 件</th><th>内 容</th></tr><tr><td>利率</td><td>年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子</td></tr><tr><td>据置期間</td><td>3年 （特別な事情がある場合は5年）</td></tr><tr><td>償還期限</td><td>10年（据置期間含む）</td></tr><tr><td>償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td></tr></table>	区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合	家財や住居に損害がない	—	150万円	家財の1/3以上の損害	150万円	250万円	住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 （250万円）※1	270万円 （350万円）※1	住居の全壊	250万円 （350万円）※1	350万円	条 件	内 容	利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子	据置期間	3年 （特別な事情がある場合は5年）	償還期限	10年（据置期間含む）	償還方法	年賦・半年賦・月賦
区 分	世帯主に負傷がない場合	世帯主に1か月以上の療養が必要な負傷がある場合																								
家財や住居に損害がない	—	150万円																								
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円																								
住居の半壊・中規模半壊・大規模半壊	170万円 （250万円）※1	270万円 （350万円）※1																								
住居の全壊	250万円 （350万円）※1	350万円																								
条 件	内 容																									
利率	年1％ ※据置期間中は無利子 ※保証人を立てる場合は無利子																									
据置期間	3年 （特別な事情がある場合は5年）																									
償還期限	10年（据置期間含む）																									
償還方法	年賦・半年賦・月賦																									
活用できる方	＜貸付対象者＞ 次の（1）及び（2）の要件すべてに該当する世帯 （1） 被害を受けた当時、八代市の住民基本台帳に記録のある世帯 （2） 世帯人員ごとの市町村民税における前年の総所得金額が、下表の金額以下の世帯 <table><tr><th>世帯人員</th><th>市町村民税における前年の総所得金額</th></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr></table> ※その世帯の住居が滅失した場合は世帯人員に関わらず1,270万円	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額													
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																									
1人	220万円																									
2人	430万円																									
3人	620万円																									
4人	730万円																									
5人	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																									
注意事項	＜申込期限＞ 令和7年12月1日（月）																									
お問い合わせ先	健康福祉政策課（本庁舎2階） TEL：33-4003																									

税金・保険料等の減免措置等

制度の名称	個人住民税（市県民税）の減免				
支援の種類	減免				
制度の内容	令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される方は、令和7年度の個人住民税の減免措置を受けることができます。令和7年度の個人住民税が減免される割合は、以下のとおりです。				
	＜制度内容＞				
	事由		減額・免除措置の割合		
	死亡した場合		全部		
	障がい者となった場合		10分の9		
	（1）損壊した居住の住宅の被害の程度に基づく減免適用区分の特例				
	＜減額・免除措置の割合＞				
		損害の程度			
	令和6年中の合計所得金額	全壊 のとき	大規模半壊 のとき	中規模半壊 のとき	半壊 のとき
	500万円以下	全部	4分の3	2分の1	2分の1
750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	4分の1	
1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1	8分の1	
制度の内容	（2）納税義務者の所有する住宅又は家財の損害の程度に基づく減免適用区分の特例				
	＜減額・免除措置の割合＞				
		損害の程度			
	令和6年中の合計所得金額	10分の5以上	10分の4以上 10分の5未満	10分の2以上 10分の4未満	
	500万円以下	全部	4分の3	2分の1	
	750万円以下	2分の1	8分の3	4分の1	
	1,000万円以下	4分の1	16分の3	8分の1	
	＜対象となる税額＞				
	【8月10日以降に納期を迎える個人市県民税】				
	・特別徴収…7月分（納期限：令和7年8月13日）以降の税額				
・普通徴収…第2期（納期限：令和7年9月1日）以降の税額					
＜申請期限＞					
窓　　口：令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）					
オンライン：令和8年1月31日（土）まで					
（次ページへ続く）					

	<受付場所> ○11月28日（金）まで 本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）、 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ○12月1日（月）から 本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 <申請に必要な書類> 【（１）、（２）共通】 ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） <（２）を申請される方は上記書類に加え> ・住宅の新築価額（中古の場合、売買金額）がわかる書類 ・保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ・被害を受けた家財の明細書 ・家財の保険金、損害賠償金等による補てん金額がわかる書類 ※家財の範囲 納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいう。 【家財の対象外となる動産】 ・書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるもの ・固定資産税において家屋の一部として評価している動産（給湯器、水道用ポンプ等） ・自家用車、バイク等の屋外で使用する動産 <オンライン申請> オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。 ※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/ 
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住又は所有する住宅、もしくは家財に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	市民税課（本庁舎2階） TEL：33-4107

制度の名称	固定資産税の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	令和7年8月大雨により被災された方に対して、それぞれの資産区分の損害の程度に応じて、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の固定資産税の税額を減免します。	
	資産区分	損害の程度
	家屋	全壊のとき
		大規模半壊のとき
		中規模半壊・半壊のとき
	減免の割合	
	全部	
	10分の6	
	10分の4	
	<u>家屋の損害において必要な申請書類</u> (1) 住家の場合 ・減免申請書 ・り災証明書（コピー可） (2) 住家以外の場合 ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 ・家屋本体の修理に要する見積書 又は 領収書	
制度の内容	資産区分	損害の程度
	土地	当該土地の面積の8/10以上
		当該土地の面積の6/10以上8/10未満
		当該土地の面積の4/10以上6/10未満
		当該土地の面積の2/10以上4/10未満
	減免の割合	
	全部	
	10分の8	
	10分の6	
	10分の4	
制度の内容	<u>土地の損害において必要な申請書類</u> ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真	
	資産区分	損害の程度
	償却資産	全壊、流失、埋没等による除却
		10分の6以上
		10分の4以上10分の6未満
		10分の2以上10分の4未満
	減免の割合	
	全部	
	10分の8	
	10分の6	
	10分の4	
制度の内容	<u>償却資産の損害において必要な申請書類</u> ・減免申請書 ・被害状況がわかる写真 ・償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書 ・償却資産申告書の控え (次ページへ続く)	

	<対象となる税額> 【8月10日以降に納期を迎える令和7年度分の固定資産税】 ・第3期（納期限：令和7年12月1日）以降の税額 <申請期限> 窓 口：令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火） オンライン：令和8年1月31日（土）まで <受付場所> ○11月28日（金）まで 本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）、 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ○12月1日（月）から 本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 <オンライン申請>※住家（半壊以上の判定を受けたもの）についての申請 オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。 ※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/  <オンライン申請>※住家以外・償却資産についての申請 オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。 ※オンライン申請には以下の資料を準備してください。 住家以外の場合…課税明細書、被害状況がわかる写真、 家屋本体の修理に要する見積書 又は 領収書 償却資産の場合…課税明細書、被害状況がわかる写真、 償却資産の修理に要する見積書 又は 領収書、 償却資産申告書の控え URL：https://logoform.jp/form/zis6/1231229 
活用できる方	令和7年8月大雨により所有する固定資産に被害を受けた納税義務者
注意事項	—
お問い合わせ先	資産税課（本庁舎2階） TEL：33-4108

	国民健康保険税の減免				
支援の種類	減免				
制度の内容	令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市国民健康保険の加入世帯は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の国民健康保険税の減免措置を受けることができます。令和7年度の国民健康保険税が減免される割合は、以下のとおりです。				
	＜減免の基準・内容＞				
	被害の程度		減額・免除措置の割合		
	死亡した場合		全部		
	障がい者となった場合		10分の9		
	損害の程度	全壊 のとき	大規模半壊 のとき	中規模半壊 のとき	半壊 のとき
	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1
	※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定				
	＜対象＞				
【8月10日以降に納期を迎える国民健康保険税】					
・特別徴収…8月分（3期）～令和8年2月分（6期）					
・普通徴収…8月分（5期）～令和8年3月分（12期）					
＜申請に必要な書類＞					
・減免申請書					
・り災証明書（写しでも可）					
＜申請期限＞					
窓　　口：令和7年9月19日（金）～　令和8年3月31日（火）					
オンライン：令和8年1月31日（土）まで					
＜受付場所＞					
○11月28日（金）まで					
本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）、					
各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所					
○12月1日（月）から					
本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課					
本庁舎2階：市民税課、資産税課					
各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所					
（次ページへ続く）					

	<オンライン申請> オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。 ※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/ 
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた八代市国民健康保険加入世帯
注意事項	—
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） Tel：33-4113

制度の名称	介護保険料の減免				
支援の種類	減免				
制度の内容	令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の加入者は、8月10日以降に納期限が到来する令和7年度の介護保険料の減免措置を受けることができます。令和7年度の介護保険料が減免される割合は、以下のとおりです。				
	＜減免の基準・内容＞				
	被害の程度		減額・免除措置の割合		
	死亡した場合		全部		
	損害の程度	全壊 のとき	大規模半壊 のとき	中規模半壊 のとき	半壊 のとき
	減免の割合	全部	2分の1	2分の1	2分の1
	※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定				
	＜対象＞				
	【8月10日以降に納期を迎える介護保険料】				
・特別徴収…8月分（3期）～令和8年2月分（6期）					
・普通徴収…8月分（5期）～令和8年3月分（12期）					
＜申請に必要な書類＞					
・減免申請書					
・り災証明書（写しでも可）					
＜申請期限＞					
窓 □：令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火）					
オンライン：令和8年1月31日（土）まで					
＜受付場所＞					
○11月28日（金）まで					
本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）、					
各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所					
○12月1日（月）から					
本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課					
本庁舎2階：市民税課、資産税課					
各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所					
（次ページへ続く）					

	<オンライン申請> オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。 ※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/ 
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた 65 歳以上の介護保険被保険者
注意事項	—
お問い合わせ先	介護保険課（本庁舎1階） Tel：32-1175

制度の名称	介護サービス利用料の減免												
支援の種類	減免												
制度の内容	令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される八代市介護保険の要支援・要介護認定者は、8月10日以降に利用された介護保険サービスに係る利用料の減免措置を受けることができます。令和7年度の介護保険サービス利用料が減免される割合は、以下のとおりです。 <減免の基準・内容> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">令和6年中の 合計所得金額</th><th colspan="2">軽減又は免除の割合</th></tr> <tr> <th>全壊のとき</th><th>半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき</th></tr> <tr> <td>120万円未満</td><td>100分の100</td><td>100分の97</td></tr> <tr> <td>120万円以上</td><td>100分の97</td><td>100分の95</td></tr> </table> ※損害の程度・・・り災証明書の被害程度により判定 <申請に必要な書類> ・減免申請書 ・り災証明書（写しでも可） <申請期限> 窓 口：令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火） オンライン：令和8年1月31日（土）まで <受付場所> ○11月28日（金）まで 本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）、 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ○12月1日（月）から 本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 （次ページへ続く）		令和6年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合		全壊のとき	半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき	120万円未満	100分の100	100分の97	120万円以上	100分の97	100分の95
令和6年中の 合計所得金額	軽減又は免除の割合												
	全壊のとき	半壊、中規模半壊、 大規模半壊のとき											
120万円未満	100分の100	100分の97											
120万円以上	100分の97	100分の95											

	<オンライン申請> オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。 ※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL：https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/ 
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた介護保険サービス利用者
注意事項	—
お問い合わせ先	介護保険課（本庁舎1階） Tel：33-4 1 4 5

制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免																	
支援の種類	減免																	
制度の内容	令和7年8月大雨により被害を受け、下記の基準に該当される後期高齢者医療制度の被保険者は、令和7年8月分から令和8年7月分までの1年（12 か月）分の後期高齢者医療保険料の減免措置を受けることができます。保険料が減免される割合は、以下のとおりです。 <減免の基準・内容> <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">令和6年中の 総所得金額</th><th colspan="2">被害区分・損害の程度</th></tr> <tr> <th>全壊（流出を含む）・全焼</th><th>大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼</th></tr> <tr> <th>10分の5以上</th><th>10分の3以上 10分の5未満</th></tr> <tr> <td>500万円以下</td><td>全部</td><td>2分の1</td></tr> <tr> <td>750万円以下</td><td>2分の1</td><td>4分の1</td></tr> <tr> <td>1,000万円以下</td><td>4分の1</td><td>8分の1</td></tr> </table> ※損害の程度・・・り災証明書の被害程度、住宅、家財又はその他の財産の損害額により判定 <申請書類> 減免申請書、資産価値の分かるもの、り災証明書（コピー可）、損害補填額の分かるもの（コピー可）又は申立書（損害補填額がない場合）、確定申告書又は前年中の所得がわかる書類（コピー可） <申請期限> 窓 口：令和7年9月19日（金）～ 令和8年3月31日（火） オンライン：令和8年1月31日（土）まで <受付場所> ○11月28日（金）まで 本庁舎2階 会議室F（エスカレーターあがって正面右）、 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 ○12月1日（月）から 本庁舎1階：国保ねんきん課、介護保険課 本庁舎2階：市民税課、資産税課 各支所地域振興課、日奈久出張所、龍峯出張所 （次ページへ続く）		令和6年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度		全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼	10分の5以上	10分の3以上 10分の5未満	500万円以下	全部	2分の1	750万円以下	2分の1	4分の1	1,000万円以下	4分の1	8分の1
令和6年中の 総所得金額	被害区分・損害の程度																	
	全壊（流出を含む）・全焼	大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水（準半壊を含む）・半焼																
	10分の5以上	10分の3以上 10分の5未満																
500万円以下	全部	2分の1																
750万円以下	2分の1	4分の1																
1,000万円以下	4分の1	8分の1																

	<オンライン申請> オンラインによる減免申請を受け付けます。次のURLを入力または二次元コードをスマートフォンで読み取って、オンライン申請サイトにアクセスしてください。 ※オンライン申請には、り災証明書を準備してください。 URL : https://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/kintone/genmen/ 
活用できる方	令和7年8月大雨により、居住する住宅又は家財に被害を受けた後期高齢者医療制度の被保険者
注意事項	—
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4490 熊本県後期高齢者医療広域連合 TEL：096-368-6511

制度の名称	国民年金保険料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、国保ねんきん課（本庁舎1階）、または八代年金事務所へお問い合わせください。
活用できる方	国民年金第1号被保険者で上記に該当する方
お問い合わせ先	国保ねんきん課（本庁舎1階） TEL：33-4105 八代年金事務所 TEL：35-6123

制度の名称	自動車税種別割の減免
支援の種類	減免
制度の内容	・被害を受けた自動車に係る被災年度の自動車税の種別割 ＜減免の内容＞ ・自動車が使用不能の場合 →全額免除 ・被害額が自動車の被災前の価額の 1/2 以上の場合 →税額の 1/2 相当額を軽減 ＜主な必要書類＞ ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ③被災自動車の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書 ④使用不能の場合は、永久抹消登録証明書 （やむを得ず一時抹消の場合は申立書も必要。抹消できず解体した場合は解体に係る証明書（使用済自動車引取証明書）が必要） ⑤修理の場合は、修理工場の領収書又は請求書 ⑥修理の場合は、保険金等の補てんがあった場合その補てん金額を証する書類 「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネット環境において「熊本県 災害 減免 自動車」と検索ください。
活用できる方	令和7年8月大雨により、自動車に被害を受けられた方
注意事項	<u>軽自動車は対象ではありません。</u> ※自動車の被災前の価額が税額に満たないときの例外があります。 ※損害（被害）額は、保険金等で補てんされる額を除きます。
お問い合わせ先	自動車税事務所 TEL：096-368-4020

制度の名称	(軽) 自動車税環境性能割の免除
支援の種類	免除
制度の内容	＜免除の対象＞ ・災害により自動車が減失又は損壊した者が代替する自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 ＜免除の内容＞ ・災害により減失又は損壊した自動車の所有者等が、被災自動車を抹消登録し、被災自動車が被害にあった日から6月以内に被災自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車税又は軽自動車税の環境性能割 →全額免除 ＜主な必要書類＞ ①災害減免申請書 ②「り災証明書」又は「被災証明書」 ③被災自動車の被災後の写真（車のナンバーが写っているもの。） ※写真がない場合は、理由書 ④被災自動車の抹消登録が確認できる書類 ⑤取得した自動車の自動車検査証 「熊本県電子申請システム」で減免申請ができます。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/17/50810.html インターネット環境において「熊本県 災害 減免 自動車」と検索ください。
活用できる方	令和7年8月大雨により自動車に被害を受け、買い替えをされた方
注意事項	軽自動車も対象です。
お問い合わせ先	自動車税事務所 TEL：096-368-4020

公共料金の減免措置等

制度の名称	水道料金・簡易水道使用料の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	令和7年8月大雨により被災された方を対象に、水道料金・簡易水道使用料の全額または一部を免除します。	
	＜減免対象月＞ 9月請求分（8月使用分）	
	＜減免内容＞	
	判定区分	減免区分
	【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）
制度の内容	【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 （上水道：920円、簡易水道：1,630円、 生活環境事務組合の場合：1,210円） ※口径13mmの水道メーターを使用の場合
	＜申請方法＞ り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなします。申請不要です。	
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方 ※り災証明書に記載されているり災場所に給水する水道料金・簡易水道使用料を減免します。	
注意事項	・9月12日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で8月使用分を9月に請求します。確認が9月13日（土）以降になる方は、減免前の金額を9月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。 ・還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。	
お問い合わせ先	水道局または上下水道お客様センター 水道局（本庁舎5階） TEL：33-1868 上下水道お客様センター（上水道）（本庁舎2階） TEL：32-7194 千丁町、鏡町、東陽町、泉町の上水道をご利用の方 八代生活環境事務組合 TEL：62-2049	

制度の名称	下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料の減免	
支援の種類	減免	
制度の内容	令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び公共浄化槽使用料の全額または一部を免除します。	
	＜減免対象月＞ 9月請求分（8月使用分）	
	＜減免内容＞	
	被災判定区分	減免区分
	【床上浸水】 全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊	全額減免（請求なし）
【床下浸水】 一部損壊	基本料金のみ請求 ・下水道：1,390円 ・農業集落排水：2,600円 ・公共浄化槽：4,460円	
	＜申請方法＞ り災証明書の申請受付にて減免申請があったとみなしますので、 <u>申請不要</u> です。	
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方 ※り災証明書に記載されているり災場所からの排水に対する下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料・公共浄化槽使用料を減免します。	
注意事項	・9月12日（金）までに上記被災判定が確認できた方は、減免した額で8月使用分を9月に請求します。確認が9月13日（土）以降になる方は、減免前の金額を9月に請求しますので、納期限までにお支払いください。後日減免額との差額を還付または翌月以降の請求分にて減額調整させていただきます。 ・還付の場合は必要なお手続きがありますので、お時間をいただきます。	
お問い合わせ先	下水道総務課または上下水道お客様センター 下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147 上下水道お客様センター（下水道）（本庁舎2階） TEL：62-9888	

制度の名称	下水道受益者負担金（分担金）の徴収猶予
支援の種類	猶予
制度の内容	令和7年8月大雨により被災された方を対象に、下水道受益者負担金（分担金）の支払期限を1年間延長します。 <猶予対象期> 令和7年度2期、3期、4期 <猶予期間> 1年間 <申請方法> 電話にて相談後、り災証明書を添付した申請書を提出してください。
活用できる方	り災証明書の交付を受けた方
注意事項	—
お問い合わせ先	下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147

制度の名称	ケーブルテレビ利用料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	八代市ケーブルテレビ利用料について、令和 7 年 8 月大雨により被災された方で、利用できない（利用されない）方は、テレビやつしろ株式会社へ「休止」の申請をすることで、利用料が免除されます。 ＜対象区域＞ 八代市ケーブルテレビの業務区域内 ＜免除する内容＞ ケーブルテレビ利用料の「基本利用料金」及び「追加利用料金」 ＜免除の期間＞ 利用の休止の届出を提出した翌月から適用されます。
活用できる方	八代市ケーブルテレビの業務区域内の放送施設等が提供するサービス（ケーブルテレビ放送サービス）を受けている加入者
注意事項	申請が無い場合は利用料金が発生します。
お問い合わせ先	「解約・休止」に関すること テレビやつしろ株式会社 TEL：0120-15-8246 （平日 9 時～18 時） 「ケーブルテレビの運用」に関すること デジタル推進課 TEL：33-4103

制度の名称	N H K 受信料の免除
支援の種類	免除
制度の内容	災害救助法が適用された区域内において、次のとおり放送受信料が免除されます。 <災害救助法が適用されている区域> 八代市全域 <免除の対象> 半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 <免除期間> 令和7年8月から令和7年9月まで（2か月間） <申請の手続き> ・り災証明書の写し ・放送受信料免除申請書 ※NHK のホームページに掲載 https://www.nhk-cs.jp/contract/exemption/menjo-info/saigai-menjo-shinsei/ <申請書類のお送り先> 〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1 NHK熊本放送局 経営管理企画センター 宛
活用できる方	放送受信契約をされている上記の対象に該当する方
注意事項	・放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象となる方を確定します。 ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等により、すでに支払いをされている場合は、支払い済み分を免除期間終了後の請求分に充当します。
お問い合わせ先	NHK ふれあいセンター TEL：0570-077-077 9：00～18：00 ※土・日・祝日も受付

住まいの確保

制度の名称	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）								
支援の種類	現物貸与								
制度の内容	住宅が被災により一定の被害を受け、そのままの状態では住むことができない場合で、自らの資力で住居を確保することができない被災者に対して、災害救助法に基づき民間賃貸住宅を無償で提供する制度です。 <条件> 賃貸する物件の家賃が1ヵ月当たり次の額以下であること <table> <tr> <td>1人世帯</td><td>5. 5万円以下</td></tr> <tr> <td>2人世帯</td><td>6. 5万円以下</td></tr> <tr> <td>3人～4人世帯</td><td>8. 5万円以下</td></tr> <tr> <td>5人以上の世帯</td><td>13万円以下</td></tr> </table> <入居期間> 最長2年間	1人世帯	5. 5万円以下	2人世帯	6. 5万円以下	3人～4人世帯	8. 5万円以下	5人以上の世帯	13万円以下
1人世帯	5. 5万円以下								
2人世帯	6. 5万円以下								
3人～4人世帯	8. 5万円以下								
5人以上の世帯	13万円以下								
活用できる方	令和7年8月大雨による八代市在住の被災者において、住まいが全壊・半壊（自宅に居住できない人に限る）した人、または、道路・電気・ガス・水道等設備復旧に長期間の見込みがある方								
注意事項	・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していただきます。 ・駐車場代、水道、光熱水費等は入居者の負担となります。 ・既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方へ 8月11日（災害救助法適用日）以降、既に個人で契約して入居している場合でも、入居者の要件と借上げ住宅の条件等を満たし、貸主の同意が得られる場合は、県、貸主、入居者が三者契約を締結することで、入居日に遡って本事業（賃貸型応急住宅）の対象になります。（保険は遡及できません）								
お問い合わせ先	住宅課（本庁舎5階） TEL：33-4122								

制度の名称	住宅の応急修理						
支援の種類	現物給付						
制度の内容	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで元の住家に引き続き住めるようにすること等を目的としたもので、応急修理に掛かる費用（限度額内の修理費用）を被災者に代わって八代市が支払う制度です。 <修理の範囲> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分であって、緊急に応急修理をすることが必要な部位です。 <費用の限度額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害認定</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、大・中規模半壊、半壊</td><td>一世帯あたり 最大 73 万 9 千円</td></tr> <tr> <td>準半壊</td><td>一世帯あたり 最大 35 万 8 千円</td></tr> </tbody> </table> <必要書類> ① 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号） ② 住宅の被害状況に関する申出書 ③ 資力に関する申出書（様式第2号） ④ 修理見積書（様式第3号） ⑤ り災証明書（写） ⑥ 修理前の被害状況の写真	被害認定	限度額	全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円	準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円
被害認定	限度額						
全壊、大・中規模半壊、半壊	一世帯あたり 最大 73 万 9 千円						
準半壊	一世帯あたり 最大 35 万 8 千円						
活用できる方	り災証明の区分で「全壊（※1）」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と記載されている住宅 （※1）全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は、支援の対象となります。						
注意事項	・必ず「施工前の被害状況写真」を撮影してください。スマートフォンで撮影した写真でも構いません。 ・市へご相談なく修理業者へ工事を依頼している場合、「住宅の応急修理」の支援を受けられなくなる場合がありますので、事前の相談をお願いします。 ・「半壊」以上と判定された方で、住居の修理期間が1か月を超える場合は、修理完了までの間、原則6か月間を限度に「住宅の応急修理」と「賃貸型応急住宅」の併用ができます。 ・借家の場合は、条件が厳しくなっていますので、事前にご相談ください。						
お問い合わせ先	営繕課（本庁舎5階） TEL：33-4401						

説明用フォーム



制度の名称	令和7年8月大雨畳替助成事業
支援の種類	助成
制度の内容	令和7年8月大雨で被災の方が居住している住宅において、八代市産の畳表を使用した畳替（新調）に対して、補助をします。 ＜補助率＞ 9割以内（上限：13,000 円/1 畳、6,500 円/半畳）※千円未満切り捨て ※消費税は対象となりません。 ※枚数の上限はありません。 ※被災後に助成券（1 畳 1,000 円助成）を使用された方は、補助金額が変わります。 ※畳店等に支払う前に補助金を受け取ることもできます。詳しくは申請の際に農業振興課へお尋ねください。 ＜対象期間＞ 令和7年8月11日（月）～令和8年3月31日（火） ＜対象者＞ 床上浸水等により、畳の被害を受けた市民。 ＜申請に必要な書類＞ ・り災証明書 ※木造及びプレハブ住宅は、「準半壊」 ※非木造住宅は、「一部損壊」以上。床上浸水していることが分かる資料も併せて提出ください。 ・畳の枚数や単価が記載された書類（見積書など） ※すでに張替えを行った方は、以下の書類も必要となります。 ・領収書（支払いがお済の場合）または請求書 ・畳仕様書（QR コード付きタグが貼り付けてあるもの。購入先の畳店等からもらって下さい。） ・畳の新調の状況が判る写真 ・振込先の口座番号がわかるもの（通帳又はキャッシュカード） ※ その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。 ＜申請場所＞ 農業振興課 又は 各支所産業建設課  熊本県産畳表マスコットキャラクター たたみわらし 畳 童子の「たぁみ」
活用できる方	・八代市内にお住まいの方で、<u>床上浸水の被害を受け、災害対策基本法に基づく「り災証明書」が発行されており、以下のいずれかを満たすこと。</u> （1）木造及びプレハブ住宅 準半壊以上の被害判定を受けていること。 （2）非木造住宅 一部損壊以上の被害判定を受けており、床上浸水していることが分かる資料を提出できること。
注意事項	・八代市産の畳表を使用すること（QR コードタグを添付）。 ・市税の滞納がないこと。 ・災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理）にて、畳が対象となっていないもの。
お問い合わせ先	農業振興課（本庁舎4階） Tel：33-8751

制度の名称	浸水住宅修理等に係る相談窓口【更新】
支援の種類	サービス等
制度の内容	◆令和7年8月大雨により住宅の浸水被害を受けた修理等に関して建築士による無料相談窓口を開設し、対応してきましたが、相談の状況を踏まえ11月26日（水曜日）をもって窓口を終了します。 ◆開設場所・日時 【熊本県建築士事務局内】 場所：熊本市中央区神水 1-3-7 熊本県建築士会館 開設時間：13：00～16：00 開設曜日：毎週 水曜日（祝日除く） ◆熊本県建築士会事務局での電話相談となります。 対面での相談も可能ですが、事前の予約が必要となりますので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。
活用できる方	令和7年8月大雨により住家等が被災された方
注意事項	—
お問い合わせ先	熊本県建築士会 毎週 水曜日（祝日除く）13：00～16：00 TEL：096-384-6200 096-384-6202 建築指導課（本庁舎5階）TEL：33-4750

制度の名称	合併処理浄化槽の補助										
支援の種類	助成										
制度の内容	令和7年8月大雨により合併処理浄化槽の更新や改築（機器修理）が必要となる個人住宅を対象として、合併処理浄化槽の補助事業を拡充します。 従来から補助制度のある単独浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への更新に加えて、下記の項目について補助事業の拡充を行います。 ＜補助内容＞ （１）被災した合併処理浄化槽の更新（個人住宅に限る） ・家屋の新築・建替に伴う合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助 ・故障した合併処理浄化槽の更新（入れ替え）費用の一部を補助 <table><tr><td>人槽区分</td><td>補助限度額</td></tr><tr><td>5人槽</td><td>332,000 円</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>414,000 円</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>548,000 円</td></tr></table> ※坂本町管内の個人住宅への設置又は更新の場合、上記浄化槽設置補助金額に1人槽につき30,000円を加算した額とします。 ※予算の上限に達した場合は、申請書の受付を終了します。 （２）被災した合併処理浄化槽の改築（機器修理）（個人住宅に限る） 故障した合併処理浄化槽の改築（機器修理）費用を補助 （例：ブロワーの交換など） <table><tr><td>補助額</td></tr><tr><td>国に事前協議をして承認を得た額</td></tr></table> ※環境大臣の承認を要することから、改築(機器修理)は着工の30日前までに申請をお願いします。 ※既に改築工事を開始された方は、お電話で相談をお願いします。 ＜申請期間＞ 令和8年1月末まで	人槽区分	補助限度額	5人槽	332,000 円	6～7人槽	414,000 円	8～10人槽	548,000 円	補助額	国に事前協議をして承認を得た額
人槽区分	補助限度額										
5人槽	332,000 円										
6～7人槽	414,000 円										
8～10人槽	548,000 円										
補助額											
国に事前協議をして承認を得た額											
活用できる方	下水道処理区域（予定区域を含む）、東陽町、泉町を除く市内全域において、令和7年8月大雨により浄化槽が損傷した方										
注意事項	・申請前に（１）の工事を開始された場合は、補助を受けられませんのでご注意ください。 ・事前に点検業者に既存浄化槽の点検を受けたうえで検討をお願いします。 ・申請される方は、浄化槽設備士のいる設備業者にご相談ください。										
お問い合わせ先	下水道総務課（本庁舎5階） TEL：33-4147										

制度の名称	八代市土砂災害危険住宅移転促進事業
支援の種類	補助（遡及適用）
制度の内容	【対象】 ●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進する。 【交付要件】 ●現在お住いの住宅の除去 ●県内の安全な区域（レッドゾーン・イエローゾーン外）への移転 ●除却を行った跡地に住居を建築しないこと 【補助内容】 ●現在お住いの住宅の除却費等 ●移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費 ●移転経費（動産移転費用等） ●アパート等の賃貸費（1年間） ※移転先の例 新築（中古）住宅、親族宅、マンション・賃貸アパート、サービス付き高齢者向け住宅など 【移転費用】 ●最高300万円
活用できる方	●レッドゾーン内にある住宅（賃貸住宅を除く）に現在お住まいの方 ●令和7年8月10日からの大雨の被災者については、交付決定の前に行われた事業に要した経費についても、写真や書類等による確認ができる場合は、遡及（さかのぼって）適用し、交付の対象とします
注意事項	●遡及（さかのぼって）適用を希望される方につきましては、り災証明書の確認を行います
お問い合わせ先	土木課（本庁舎5階） TEL：33-4121

事業経営・農林漁業への支援

制度の名称	八代市中小企業信用保証料補給事業（災害対応分）
支援の種類	補助
制度の内容	令和7年8月大雨で被災した事業者に対し、事業再建を支援するため、金融機関からの借入に必要な信用保証料の全額を補助します。 ＜対象融資＞ ① 小口資金融資 ② 中小企業経営安定特別融資 ③ 創業支援融資 ＜補給内容＞ 信用保証料の全額を補給
活用できる方	令和7年8月大雨により被害を受けた市内中小企業者
注意事項	—
お問い合わせ先	商工政策課（本庁舎4階） TEL：33-8513

制度の名称	日本政策金融公庫による「災害復旧貸付」													
支援の種類	貸付・融資													
制度の内容	地震、台風、豪雪や大規模な火災などの災害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興を支援するため、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。 <制度内容> <table> <tr> <th></th><th>国民生活事業</th><th>中小企業事業</th></tr> <tr> <td>融資限度額</td><td>3千万円（※1）</td><td>1億5千万円（別枠）</td></tr> <tr> <td>融資期間 （うち措置期間）</td><td colspan="2">10年以内（※2） （2年以内）</td></tr> <tr> <td>金利（※3）</td><td>1.90%</td><td>1.95%</td></tr> </table> （※1）国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。 （※2）国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間（うち措置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち措置期間2年以内） （※3）いずれも令和7年8月1日現在、貸付期間5年の場合			国民生活事業	中小企業事業	融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）	融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）		金利（※3）	1.90%	1.95%
	国民生活事業	中小企業事業												
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）												
融資期間 （うち措置期間）	10年以内（※2） （2年以内）													
金利（※3）	1.90%	1.95%												
活用できる方	災害により被害のあった中小企業・小規模事業者													
注意事項	—													
お問い合わせ先	日本政策金融公庫 八代支店 Tel：32-5195													

制度の名称	中小企業基盤整備機構による「小規模企業共済災害時貸付」
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	(1) 貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額 (2) 貸付利率：年0.9%（令和6年1月4日現在） (3) 貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月 505万円以上 60ヵ月 (4) 償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還 (5) 担保、保証人：不要 (6) 借入窓口：商工組合中央金庫本・支店
活用できる方	小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12ヵ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。 (1) 被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。 (2) 当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。 （※1） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。
注意事項	以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2） (1) 被災したことを証明する証明書 (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が分小規模企業共済災害時貸付の概要かるもの） (3) 貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3ヵ月以内発行の原本） (4) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等） (5) 収入印紙 （※2） 借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。
お問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室 TEL：050-5541-7171

制度の名称	緊急時短期資金保証制度
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 ① 普通保証制度 2億8,000万円以内 ② 小口零細企業保証制度 2,000万円以内 〈資金使途〉 事業資金（運転資金に限る） 〈期間〉 6か月以内 〈保証料率〉 ① 普通保証制度の基準料率は、年0.45%～年1.90% ② 小口零細企業保証制度の基準料率は、年0.50%～年2.20% 〈融資利率〉 金融機関所定利率 〈返済方法〉 一括返済。ただし、保証期限到来後、一括返済できない場合は長期資金にて借換可能 〈担保〉 原則として不要 〈保証人〉 原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和7年8月10日からの大雨により影響を受けた中小・小規模企業者
注意事項	1事業者1口限りとする
お問い合わせ先	熊本県信用保証協会 保証部保証事務課 Tel：096-375-2000

制度の名称	金融円滑化特別資金（令和 7 年 8 月大雨枠）
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 1 企業 8,000 万円 1 組合 1 億円 〈期間〉 1 年以上 10 年以内 据え置き期間 2 年以内 〈保証料〉 保証料は県が全額負担します。 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 ※こちらの融資制度による融資を令和 7 年 12 月末までに受けられた方で、要件を満たす方は、「八代市中小企業等利子補給補助金」を活用できます。 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	次の（１）又は（２）に該当する方 （１） 令和 7 年 8 月大雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する、り災証明書又は被災証明書を有している方 （２） 次の①又は②のいずれかに該当する方 ① 令和 7 年 8 月大雨の影響を受け、申込日から 1 年以内の連続する 3 か月間の平均売上高、平均売上総利益率又は平均営業利益率（以下「平均売上高等」という。）が、前年同期の平均売上高等に比して減少している方 ② 令和 7 年 8 月大雨の影響を受け、今後 3 か月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して減少する見込みの方
注意事項	活用できる方（２）の申し込みにあたっては、「平均売上高等減少理由書」に、令和 7 年 8 月大雨の影響で平均売上高等が減少している又は減少する見込みであることについての記載が必要です。
お問い合わせ先	熊本県 商工振興金融課 TEL：096-333-2314

制度の名称	金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和7年8月大雨分))
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	〈限度額〉 別枠 8,000 万円 〈期間〉 1 年以上 10 年以内 (据え置き期間 2 年以内) 〈保証料率〉 保証料は県が全額負担します。 〈融資利率〉 2 年以内 固定 年 1.50%以内 3 年以内 固定 年 1.70%以内 5 年以内 固定 年 1.85%以内 7 年以内 固定 年 2.00%以内 7 年超 固定 年 2.20%以内 ※こちらの融資制度による融資を令和 7 年 12 月末までに受けられた方で、要件を満たす方は、「八代市中小企業等利子補給補助金」を活用できます。 〈担保〉 必要に応じて徴求 〈保証人〉 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
活用できる方	令和 7 年 8 月の大雨による被害を受け、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号(セーフティネット 4 号)の規定に基づく「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた方
注意事項	—
お問い合わせ先	熊本県 商工振興金融課 TEL: 096-333-2314

制度の名称	八代市中小企業等利子補給補助金
支援の種類	補助
制度の内容	〈目的〉 令和7年8月大雨で被災した市中小事業者の早期再建を支援するため、県制度融資である「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」、または、「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和7年8月大雨分）」）」を利用した事業者に対し、利子の半額を市が補助するもの。 〈対象融資〉 「金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）」 「金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対象枠（令和7年8月大雨分）」）」による融資 〈補助対象期間〉 融資実行後 3年間 〈補助率〉 利子額の50%
活用できる方	次に掲げる要件をすべて満たすもの （1）令和7年12月31日までに融資を受けていること （2）市内で3か月以上事業を営んでいること （3）市税の滞納がないこと （4）本市以外の者から融資に係る利子補給を受けていないこと
注意事項	申請受付は令和8年1月開始予定です。申請方法等については令和7年12月頃に市のHP、広報誌に掲載予定です。
お問い合わせ先	商工政策課（本庁舎4階） TEL：33-8513

制度の名称	農業用機械・施設等復旧支援事業（８月大雨） 県事業名：令和７年８月大雨営農再開支援事業 国事業名：農地利用効率化等支援交付金事業
支援の種類	補助
制度の内容	令和７年８月大雨により被災した農業用機械等の修繕・再取得を支援します。 <補 助 率> ７/１０以内（国３/１０、県２/１０、市２/１０） ただし、い業専用機械の再取得・製造中止の一部のい業専用機械※の修繕については、 ９/１０以内（国３/１０、県３/１０、市３/１０） ※ハーベスタ、移植機、苗処理機、選別機、結束機、苗掘取機、加湿器 <成果目標> 被災前の水準を上回る数値目標を設定する必要があります。 【必須目標】付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大 【選択目標】農産物の価値向上、単位面積当たりの収量の増加、 経営コストの縮減 から、１つを選択 <要望期間> 令和７年１０月１日（水）～令和７年１１月７日（金） <そ の 他> ・ 助成金の上限額は３００万円です。ただし、被災した農業用機械等の修繕・再取得に必要な額が１，０００万円を超える者であって、市が必要と認める場合は、上限額が最大６００万円となります。 ・ 大雨により被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。
活用できる方	地域計画の目標地図に位置付けられた者 （位置付けられることが確実であると市が認める者を含みます）
注意事項	・ 事業費が、５０万円以上となる人が対象です。 ※事業費が５０万円未満等で本事業の対象とならないい業専用機械については「い業機械復旧支援事業（８月大雨）」（Ｐ５０に掲載）の対象となる場合があります。 ・ 修繕・再取得した農業用機械等は、気象災害等による被災に備えた保険への通年加入が必要です。 ・ 被災した機械等の被害状況、写真、共済の加入状況等が必要になります。 ・ 既に、取組まれた場合は、被害状況等と合わせて、見積書、納品書、領収書等も必要になります。
お問い合わせ先	農林水産政策課（本庁舎４階） Tel：３３-４１１７

制度の名称	い業機械復旧支援事業（８月大雨）
支援の種類	補助
制度の内容	令和７年８月大雨により被災したいぐさ専用機械について、修繕に係る費用が５０万円未満など、国の「農地利用効率化等支援交付金」（Ｐ４９に掲載）などの補助対象とならない、い業専用機械の修繕に対し助成を行います。 <補助対象> い業専用機械の部品交換等に係る修理費用及び点検料 国・県の補助事業の対象とならない５０万円未満の事業に限る。 ※国・県の補助事業との重複はできません。 <い業専用機械> ハーベスタ 結束機 苗処理機 選別機 泥染機 移植機 加湿器 苗掘取機 乾燥機 織機 色彩選別機 苗たたき機 その他（市長が認めるもの） ※ 汎用性が高いワイドロータリーは対象外 <補助率> 事業費の２／３（消費税を除く） 現在手続きの準備を行っています。 申し込み方法、受付期間等決定しましたら、改めてお知らせします。
活用できる方	地域計画の目標地図に位置づけられ、令和７年８月大雨により、い業専用機械が被災したいぐさ生産者 等 （位置づけられることが確実であると市が認めるものを含む）。
注意事項	—
お問い合わせ先	農業振興課（本庁舎４階） TEL：33-8751

制度の名称	令和 7 年 8 月大雨被害対策資金
支援の種類	貸付・融資
制度の内容	<使 途> 運転資金 <限 度 額> 1, 000万円 ※県・市・融資機関が5年間利子補給 <償還期間> 10年以内（措置期間3年以内） <保 証 料> 融資機関、保証機関等に相談 ※保証料助成はなし <貸付要件> ①市のり災証明 ②収入保険等への加入（又は加入誓約）
活用できる方	令和7年8月大雨で被災した農業者で下記に該当する方 農業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の 過半を占めている、又は農業粗収益が 200 万円以上（法人にあっては売上高 1, 000万円以上）である農業者
注意事項	—
お問い合わせ先	農林水産政策課（本庁舎4階） TEL：33-4117

制度の名称	肥料・農薬災害廃棄物処分事業（８月大雨）【追加】
支援の種類	サービス等
制度の内容	令和７年８月の大雨で浸水し、使えなくなった肥料・農薬の受入れを行います。受入れには、<u>事前届出が必要です</u>。 【事前届出期間】 令和７年１１月１８日（火）～１２月１１日（木） 【事前届出に必要なもの】 ○届出書（農業振興課又は各支所産業建設課で受取り、市 HP からダウンロード） ○本人確認ができるもの（免許証・マイナンバーカードなど） ○被害が確認できる写真（印刷もしくはスマホ等のデータ） ※被災写真がない場合、持ち込む肥料・農薬の写真をご持参ください。 【提出方法】 届出 QR コード 農業振興課又は各支所産業建設課へ提出。 オンライン届出もできます。【届出フォーム URL】 https://logoform.jp/form/zis6/1256409  【受入期間】 令和７年１２月５日(金)～１２月１２日(金) ※土日也可 【受入時間】 午前： ９時００分～１２時００分 ※１０時００分～１０時１５分は受入休止 午後：１３時００分～１６時３０分 ※１５時００分～１５時１５分は受入休止 【受入場所】 株式会社津田 八代工場 （八代市新港町２丁目４番４号）
活用できる方	・市内に住所を有する農業者 （家庭菜園や肥料・農薬の販売会社は除く）※市にて営農計画書等で確認します ・現況写真等で被害が確認できる人
注意事項	・被災肥料・農薬以外は持ち込めません。 ・荷下ろし作業は原則ご自身でお願いします。 ・被災肥料・農薬は別々に仕分け、袋や段ボールに入れるなどして内容物の散乱を防止し、荷下ろしがしやすいようにしてお持ち込みください。 ・今回の回収以降、市での回収を行う予定はありません。受入期間を厳守して下さい。 ・持ち込み当日は、本人確認ができるもの（免許証など）をご持参ください。
お問い合わせ先	農業振興課（本庁舎４階） Tel：33-8751